

確定申告が始まります

早めの準備で正しい申告を

所得税・消費税などの申告が、2月16日から始まります。申告期限の間際になると、会場は大変混雑します。準備は早めに済ませ、申告相談や電子申告・納税システム「e-Tax」を利用し、正確な申告を行いましょう。

銚子税務署による申告書作成・相談・提出会場

銚子商工会館を会場に、平成28年分の「所得税・贈与税・消費税」の申告書作成・相談と提出を受け付けます。

申告手続きなどには、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要になります（※左記を参照）。

■開設期間

2月16日（木）～3月15日（水） ※土・日曜日を除く。

なお、この期間以外は、税務署による申告書作成・相談はありません（申告書の提出は可能）。

■時間

受付時間：8時30分～16時

（提出は17時まで）

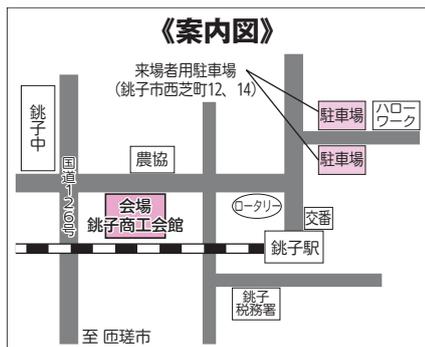
相談時間：9時～17時

※開設日、特に期間間際は混雑が予想されます。混雑している場合、早めに受け付けを締め切ることがあります。

■所在地

銚子市三軒町19番地4（※案内図）

※車で来場の場合は、来場者用駐車場を利用してください（2時間まで無料）。



■その他

- ・所得税などの納税証明書が必要な人は、銚子税務署で手続きをしてください。
- ・会場には納税窓口がありません。振替納税を利用するか、最寄りの金融機関で納付してください。

匝瑳市役所および野栄総合支所での作成相談・提出は従来通り行います。詳細は広報さうさ2月号でお知らせします。

無料申告相談会

次の通り申告書の作成相談会を開催します。

相談会では、「所得税・復興特別所得税、個人消費税・地方消費税、事業税、住民税」の申告書を作成して提出できます。

ます。また、譲渡取得のある人も受け付けますので、活用してください。

※申告相談期間（2月16日～3月15日）は、銚子税務署職員の出張相談はありません。

■日時

2月10日（金）・13日（月）

【午前の部】9時30分～12時

【午後の部】13時～15時30分

■場所

市民ふれあいセンター

■持参品

①申告に必要な書類 ②計算器具 ③筆記具 ④印鑑 ⑤マイナンバーに関する本人確認書類の写し

■注意事項

所得金額・収入金額が高額な人、相談内容が複雑な人は、銚子税務署で指導を受けるか、または税理士による有料相談を受けてください。



「給与支払報告書」「償却資産申告書」は 1月31日(火)までに提出を

■ 給与支払報告書

事業主や青色申告をしている人が、平成28年中に従業員などに給与・賃金を支払った場合、「給与支払報告書」(=右)の提出が義務付けられています。

対象の給与・賃金…全てのパート、アルバイト、専従者に支払ったもの(退職者含む)

提出先…市役所 1階税務課市民税班

※マイナンバー制度の導入に伴い、給与支払者が個人事業主の場合は、窓口で提出者の本人確認を行います。

■ 償却資産申告書

会社や個人が所有する、工場や商店などでその事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形固定資産を「償却資産」と言います。このような事業用資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(休日の場合はその翌日)までに、資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

提出先…市役所 1階税務課資産税班

▼主な償却資産の例

農業	田植え機・乾燥機・ ^{もみ} 粉すり機・畜舎・ハウスポンプ・動力噴霧器など
自営業	レジスター・パソコン・自動販売機・エアコン・応接セットなど
建設業	パワーショベル・クレーン・コンプレッサー・発電機など

※平成28年中に申告のあった人に対しては、12月中旬に申告書を送付しました。新たに資産を取得した人で申告書が必要な人はお問い合わせください。

社会保険料控除の確認に 「納付確認書」を発行します

確定申告時の社会保険料控除の確認用に、平成28年中に納付された国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者保険料(公的年金などからの天引き分は除く)の「納付確認書(税申告用)」を発行します。

必要な人は市役所 1階税務課または野栄総合支所窓口で申請してください。手数料は掛かりません。

なお、本人または同一世帯の親族以外の方が申請する場合、本人の委任状が必要です。

※納付確認書は郵送していません。

※上記についての問い合わせは税務課 ☎73-0087へ

便利な「e-Tax」で
確定申告

国税庁の電子申告・納税システム「^イe-Tax^ス」を使うと、インターネット経由で所得などの申告・納税や、申告書・青色申告決算書などの書類作成ができます。

■ e-Taxの利点

添付書類の省略：医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力して送信することで提出に代えられます(確定申告期限から5年間は、添付書類の提出または提示を求められることがあります)。

事務処理が早い…3週間程度で事務処理が終わるため、還付金を早く受け取ることができます。

■ 注意事項

e-Taxでの手続きには「マイナンバーカード(個人番号カード)」と、カードに組み込まれている電子証明書を読み込むための「ICカードリーダー」が必要です。詳しくは国税庁のe-Taxに関するホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

問 銚子税務署
☎0479・22・1571

申告書などには 「マイナンバー」の記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、申告手続きなどに「マイナンバーの記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)書類の提示または写しの添付」が必要になります。

● 本人確認書類の例

マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている場合

番号確認・身元確認



マイナンバーカード

カード1枚で番号確認と身元確認ができます。

マイナンバーカードを持っていない場合

番号確認



通知カード

身元確認



身元確認ができるもの

通知カードなどマイナンバーが記載されたものと、運転免許証やパスポート、公的医療保険の被保険者証など身元確認ができるものが必要です。